

**住宅相談**  
 (新築、増改築、耐震改修、高齢者・障害者の住宅改善、バリアフリー) 相談内容をお伝えのうえ、予約をお願いします。  
**5月21日(木)**  
 時午後1時30分～3時  
 場小川町役場 西会議室  
 担今月の相談員

**行政相談**  
 (国の行政全般についての苦情、相談、意見)  
**5月の相談は中止となりました。**  
 担行政相談委員  
 問防災地域支援課 ☎ 354

**消費生活相談**  
 (契約や商品の品質、クレジット等の債務についての相談)  
**5月19日(火)**  
 時午前9時～午後4時  
 場役場1階 消費生活センター  
 問防災地域支援課 ☎ 354

**法律相談**  
 (不動産、離婚、労働等)  
**5月19日(火)**  
 時午前9時～正午  
 場役場または電話相談  
 担弁護士 数6人 申事前予約  
 問防災地域支援課 ☎ 354

加藤義治 笠原秀喜

**相続等相談**  
 (相続、離婚関係)  
**5月8日(金)**  
 時午前9時～正午  
 場役場1階 町民相談コーナー等  
 担行政書士  
 申事前予約  
 協埼玉県行政書士会東松山支部  
 問防災地域支援課 ☎ 354

**人権相談**  
 (いじめ、暴力、虐待、差別、プライバシー侵害、強制・強要)  
**5月26日(火)**  
 時午前10時～午後3時  
 場小川町役場 西会議室  
 担人権擁護委員  
 問総務課 人権推進担当 ☎ 212

**教育相談**  
 (子供の教育上の諸問題)  
**5月12日(火)**  
 時午前9時～午後4時30分  
 担相談室専門員・常任相談員  
 問教育相談室 ☎ 72-6859  
 フリーダイヤル  
 0120-88-4153

**知的障害者相談**  
 (いつでもお電話ください。)  
 担相談員 内田静子 ☎ 74-0130

**身体障害者相談**  
 (いつでもお電話ください。)  
 担相談員 安野育男 ☎ 73-1221  
 担相談員 関口興蔵 ☎ 74-0183

**高齢者総合相談**  
 (高齢者や介護保険に関する相談です。)  
**5月12日(火)**  
 時午前8時30分～午後5時15分

**このころの健康相談**  
 (引きこもり、うつ、お酒、ストレス等)  
**6月5日(金)**  
 時午後1時30分～2時30分  
 場小川町役場  
 担精神科医 保健師  
 申事前予約  
 問健康福祉課 保健衛生担当 ☎ 157、158

**障害者相談**  
 (障害や福祉サービス等)  
**5月20日(水)**  
 時午前10時～正午  
 場小川町役場 西会議室  
 担委託相談支援事業所相談員  
 問健康福祉課 障害福祉担当 ☎ 155

**社会福祉協議会(地域包括支援センター)** ☎ 74-3461  
 土日・祝日及び夜間連絡先 ☎ 080-9291-1110  
 他介護や福祉についての相談は、さくらぎ苑在宅介護支援センター ☎ 72-7030でも実施中

**税務相談**  
 (資産運用相談、事業経営相談、その他)  
**5月12日(火)**  
**6月9日(火)**  
 時午前10時～正午  
 場役場1階 町民相談コーナー  
 担税理士  
 協関東信越税理士会東松山支部  
 申事前予約  
 問税務課 ☎ 131

**身近な就職相談**  
**5月20日(水)**  
 時午前9時～正午  
 場役場1階 町民相談コーナー  
 担就職相談員  
 申事前予約(空きがあれば当日受付可)  
 問にぎわい創出課 ☎ 231

**5月の日本語教室(無料)**  
 様々な国から来た人たちが参加しています。楽しく日本語を学びましょう！  
 ぜひ、気軽にきてみてください。全く日本語を話せない人も大歓迎です！  
 期日 **昼の部** 11日・25日(月) **時間の部** 午前10時～12時  
**夜の部** 19日・6月2日(火) **時間の部** 午後7時～9時  
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日程を変更する場合があります。  
 防災地域支援課へ確認のうえ、ご参加ください。  
 場所 リリックおがわ2階 問合せ 防災地域支援課 電話 内線353

**もの忘れ相談 認知症は早期発見・早期治療が大切です！！**

町では、認知症サポート医による相談を行っています。家族だけで悩みを抱え込まないためにも、認知症状態に関して心配なことがありましたらお気軽にご相談ください。  
**日時** 5月12日(火) 午後2時～4時 ※相談1件につき約1時間 **場所** パトリアおがわ  
**相談医** 認知症サポート医 みやざきクリニック 宮崎香理先生  
**対象** 町に住所があり、もの忘れ相談を必要とする方(認知症で受診をされている方、介護保険サービスをお使いの方は対象とならない場合があります)。**費用** 無料  
 ※予約制です(電話可)。予約時、簡単に状況をお聞かせください。※相談時には、職員が同席します。  
**申込み・問合せ** パトリアおがわ 長生き支援課(高齢福祉担当) ☎ 74-2323  
 小川町社会福祉協議会地域包括支援センター ☎ 74-3461



**消費生活相談**  
**相談日** : 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日等を除く)  
**場所** : 役場1階 消費生活センター ☎ 353・354  
**新聞購読契約に関するトラブルに注意しましょう！**

**【事例1】** 夜、新聞の訪問販売員が家に来た。「商品券の他に洗剤やトイレットペーパーなどの景品も付けるから」としつこく勧誘され、根負けして半年間の新聞購読契約をしてしまった。しかし、よく考えると普段あまり新聞は読まない。3日後、販売店に「やはり解約したい」と連絡したところ「商品券や景品をもらって置いて、今更解約には応じられない」との返答であった。どうしても解約したい。  
**【事例2】** 他県で一人暮らしをしている高齢の父の家に久しぶりに行った時に「新聞購読契約書」の本人控えを見つけた。契約日は8か月前で、今月から配達開始で1年間の契約となっていた。父は認知症で、この契約の内容を聞いてもよく覚えていない。今から解約できないだろうか。

スマートフォンやタブレットなどの普及により、デジタル新聞購読者が増えています。依然として訪問販売による新聞購読契約のトラブルに関する相談が寄せられています。「断っているのになかなか帰ってもらえず、仕方なく契約してしまった」「景品をもらったことを理由に、解約を断られた」「独居で認知症の親が長期の契約をさせられた」「配達開始が数年先の契約」という内容の相談が多くを占めています。中でも、一人暮らしの高齢者や障がい者に対する勧誘・契約トラブルが増えてきています。

- 【消費者へのアドバイス】**
- ① 玄関のドアを開ける前に事業者名や用件を確認し、必要がなければ「要りません」「お断りします」ときっぱりと断り、家の中に入れないようにしましょう。また、金券や景品につられて不要な契約はしないように気を付けましょう。
  - ② 購読契約をする場合は、今後の家庭の事情が変わることもあるため、配達開始時期がかなり先の契約や購読期間が1年以上の長期にわたる契約は避けた方がよいでしょう。
  - ③ 訪問販売による契約の場合は、契約書を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ(証明)を行うことができます。
  - ④ 一人暮らしや高齢者のみの世帯には、身内やホームヘルパーなど周囲の見守りや声かけが大切です。見慣れない商品や契約書等に気が付いたら、事情を聞いてみましょう。
- ※業界団体では自主ルールとして「新聞購読契約に関するガイドライン」を策定し、解約に応じなければならない場合を設けています。また、景品についても、購読料の6か月分の8%を超える景品を提供した場合は解約に応じるべきとしています(参考:新聞公正取引協議会)。  
**困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。**  
**消費生活センターへのお電話は、全国共通の電話番号「188」にお掛けください。**